

児童虐待防止に係る新たな資格の在り方に関する意見書（案）

現在、厚生労働省の社会保障審議会（児童部会社会的養育専門委員会）の下にある「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」において、児童虐待防止等を目的とした新たな資格の在り方が議論されている。

議論では、新たな資格については、社会福祉士や精神保健福祉士と横並びの新たな国家資格の創設という意見と既存の社会福祉士、精神保健福祉士に子ども家庭福祉分野に関する上乘せの教育課程を修了した者に付与される資格という意見の両論となっている。

児童虐待の防止には、児童相談所で働く児童福祉司の専門性の向上が必要であると思われる、そのためにはソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらのソーシャルワーカー資格の所持を児童福祉司の必須要件とすべきであると考えます。

ワーキンググループでは、新たな国家資格創設の意見もあるが、そのためには、カリキュラムの検討にはじまり、大学等の養成施設の設置、そして人材の養成の動きが必要となり、5年、6年と長い年月がかかることとなる。子供が虐待により死に至るといった事件を無くすためには、時間的な猶予はない。児童を取巻く多様な課題（例えば、貧困、メンタルヘルス不調、障害、家庭内暴力や差別など児童福祉分野のみの問題ではない事象）に包括的に対応することのできる教育カリキュラムを既に受けている社会福祉士及び精神保健福祉士を可及的速やかに配置するとともに、養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上を図ることが必要であると考えます。

さらに、新たな資格については児童相談所のみならず、市区町村の虐待相談対応部門、乳児院や児童家庭支援センター、保育所などの幅広い職場での配置も議論されているが、まずは当面課題とされていた児童虐待の撲滅に向けた議論に絞るべきであると考えます。

国においては、新たな国家資格創設のためのカリキュラムの検討や実施よりも、今すぐできる対応を行うことで児童虐待を防止し、日本の未来を担う子供たちの生命の尊重とそれを育むことのできる家庭、地域社会の実現に向けて対応していただくよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 子ども家庭福祉に関する新たな国家資格の創設は行わないこと。
- 2 児童虐待撲滅のための新たな資格は、社会福祉士と精神保健福祉士のうち高度な専門性を有する者に対する認定資格とすること。

3 児童部会社会的養育専門委員会での論点を、当初課題とされていた児童虐待の撲滅に絞ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月25日

様

和歌山県議会議長 森 礼子

(提出者)

藤山 将材

長坂 隆司

奥村 規子

多田 純一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣